

健生食輸発1002第1号
令和7年10月2日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産アスパラガスのプロメトリン及びピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。))のエトキサゾール)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和7年9月30日付け健生食輸発0930第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、中国産アスパラガス及びピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。))についてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2から削除

- ・中国産ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。))及びその加工品(簡易な加工に限る。))のエトキサゾール

2. 別表第3から削除

- ・中国産アスパラガス及びその加工品(簡易な加工に限る。))のプロメトリン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「SHANDONG ZHONGLU FOOD CO.,LTD.」であるものに限る。))